

第 6 章 予防給付

第6章 予防給付

1 予防給付

要支援認定によって要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者には、支援の必要の程度に応じた在宅の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスが提供されその費用は予防給付として給付されます。

2 各年度の予防給付対象者数及び回数・給付費の見込

平成21年度から平成23年度（各1年間の見込）の各サービスの予防給付対象者数及び回数・給付費の見込みは下記のとおりです。

見込量の算出においては、過去3年間の利用実績をもとに、利用者数、利用量の増減を考慮するとともに、直近の要支援認定者数の状況等を勘案し見込みました。

介護予防訪問介護

介護予防のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の支援を受けるサービスです。

利用推計

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	208	212	212
給付費	3,536,608	3,617,481	3,617,481

（給付費：千円 以下同様）

介護予防訪問看護

介護予防のために、医学的な管理が必要な在宅療養者などが安定した療養生活を送ることができるように、看護師などが家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や、床ずれなどの手当を行うサービスです。

利用推計

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	59	60	60
利用回数	261	265	266
給付費	9,506,777	9,651,031	9,718,499

介護予防通所介護（デイサービス）

日帰り介護施設等に通い、当該施設において、運動器の機能向上に関するサービス等の個別プログラムを重視したサービスを受けるサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	409	416	416
給付費	13,426,556	13,650,730	13,663,223

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院等に通い、当該施設において、運動器の機能向上に関するサービス等の個別プログラムを重視したサービスを受けるサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	17	17	17
給付費	736,019	736,019	736,019

介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持・向上の観点から、福祉用具の貸与を受けるサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	96	98	98
給付費	494,681	500,133	500,133

特定介護予防福祉用具販売

本人の生活機能の維持・向上の観点から、入浴又は排泄の用に供する福祉用具等の販売を受けるサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	10	10	10
給付費	257,000	257,000	257,000

住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、洋式便所への便器の取り替えなど住宅改修の費用が支給されるサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	15	15	15
給付費	2,775,600	2,775,600	2,775,600

介護予防支援

三朝町地域包括支援センターにおいて、要支援1と要支援2の方が介護予防サービスを適切に受けられるように、利用者の依頼を受け、その心身の状況、置かれた環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容等を定めた居宅サービス計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行うサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	611	622	622
給付費	2,751,522	2,801,236	2,805,607

地域密着型介護予防サービス

要介護状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住みなれた地域で送ることができるよう、日常生活圏域を設定し「地域密着型サービス」があります。これは町が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するサービスです。

本町では日常生活圏域は町内全域と設定します。

介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限りその居宅で、またはサービスの拠点への通所・短期間宿泊により、自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すサービスです。

利用推計

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	48	48	48
給付費	2,775,600	2,775,600	2,775,600

下記事業は、過去3年間の利用実績などを考慮した結果、利用見込数を推計することが困難なことから本計画においては推計数値を上げないこととします。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のために、自宅において、提供された浴槽で、入浴の介護を受けるサービスです。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のために、自宅において、訪問してきた理学療法士や作業療法士等により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防居宅療養管理指導（医師等による管理・指導）

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護予防方法の相談指導を行うサービスです。

介護予防短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）

介護予防のために、短期入所施設等に短期間入所して、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）

介護予防のために、介護老人保健施設、療養型病床群等に短期間入所して、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。

介護予防特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

介護予防のために、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症である利用者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すサービスです。

地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の方（要支援2に限る）が、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、食事等の日常生活上の支援、機能訓練を行って心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上をめざすサービスです。